

## 資料5 バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

### バイオマス利活用推進連絡会議設置要領

#### 第1 目的

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）及び「バイオマス活用推進基本法」（平成21年6月12日法律第52号）の趣旨を踏まえ、道内に豊富に賦存するバイオマスの利活用を総合的に推進するため、庁内関係部課等で構成するバイオマス利活用推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事項

連絡会議は、次の事項について検討及び調整等を行う。

- 1 バイオマス利活用の総合的な推進に関する事項
- 2 その他バイオマス利活用の円滑な推進に関する事項

#### 第3 構成

連絡会議は別表1に掲げる職にある者を構成員とし、農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長が主宰する。

#### 第4 部会

連絡会議は、専門的事項について検討及び調整等を行うため、必要に応じ部会を設置することが出来ることとし、所掌事項、構成員等については連絡会議で決定する。

#### 第5 運営

- 1 連絡会議及び部会は、主宰者が招集し、開催する。
- 2 主宰者は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第6 庶務

連絡会議の事務局は、農政部生産振興局技術普及課に置く。

#### 第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 2 未利用資源リサイクル推進連絡会議（平成13年9月14日施行）については、廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成16年12月27日から施行する。

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

この要領は、平成18年11月15日から施行する。

この要領は、平成21年2月9日から施行する。

この要領は、平成24年12月5日から施行する。

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

別表 1

## バイオマス利活用推進連絡会議構成員

所 属		職 名 等	備 考
総合政策部	政策局	主幹（政策企画）	
〃	科学 I T 振興局研究法人室	総合研究機構 G 主幹	
〃	地域づくり支援局地域政策課	地域政策 G 主幹	
環境生活部	環境局循環型社会推進課	循環推進 G 主幹	
〃	〃 地球温暖化対策室	計画推進 G 主幹	
経 済 部	産業振興局食関連産業室	食品産業 G 主幹	
〃	〃 環境・エネルギー室	省エネ・新エネ G 主幹	
水産林務部	総務課	政策調整 G 主幹	
〃	水産局水産振興課	環境保全 G 主幹	
〃	林務局林業木材課	需要推進 G 主幹	
建 設 部	建設政策局建設政策課	政策調整 G 主幹	
〃	まちづくり局都市環境課	下水道 G 主幹	
企 業 局	発電課	施設改修 G 主幹	
農 政 部	生産振興局農産振興課	畑作 G 主幹	
〃	〃 畜産振興課	環境飼料 G 主幹	
〃	農村経営局農村計画課	農村計画 G 主幹	
〃	農業経営局農業経営課	支援 G 主幹	
〃	農村振興局農村整備課	田園整備 G 主幹	
〃	生産振興局技術普及課	農業環境担当課長	主 宰
〃	〃 〃	農業環境・バイオマス G 主幹	事務局